

一体的開示に向けた有報の開示に関する事項、公表

— FAS F

去る3月30日、公益財団法人財務会計基準機構(FAS F)は、「有価証券報告書の開示に関する事項—」**「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」**を踏まえた取組—(以下、「本資料」という)を公表した。

本資料は、平成29年12月28日に金融庁・法務省が公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえて作成されたものである。金融庁・法務省は、本資料に掲げられた「作成にあたってのポイント」および「記載事例」の内容は、関係法令の解釈上、問題ないものと考えられ、企業において、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化を行う際に参考になるものと考えられる、としている。

本資料には、全15項目について、ひな型における明確化または法令解釈等が示されている。たとえば、次の内容が盛り込まれている。

(2) 「事業の内容」／「主要な事業内容」

有報でグループ企業の「事業の内容」や「事業における位置付

け」を示すために「事業系統図」以外の記載は認められないのかという指摘を受け、パリュウチェーンにおける提出会社および関係会社の位置づけを示す図や表など、事業系統図以外の形式による記載が可能であるとされている。

(4) 「従業員の状況」／「使用人の状況」

有報の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」は実質的に同一の内容と解されるが、異なる用語で記載することになるのかという指摘を受け、有報の「従業員の状況」の記載には事業報告における「使用人の状況」の内容が含まれており、実務上「従業員」という用語を用いて、共通の記載をすることができるとされている。

(5) 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等

組織再編成契約に関する開示を決定するトリガーイベントについて、事業報告においても有報における「業務執行を決定する機関における決定があったとき」と同一かどうかの指摘を受け、事業の譲渡等について業務執行を決定する機関における

決定があったときは、当該事業の譲渡等について事業報告の内容に含めなければならず、有報の記載と事業報告の内容との間で開示の要否について相違はないとされている。

(9) 「役員の状況」／「会社役員」の「地位及び担当」ならびに「重要な兼職の状況」

事業報告における「地位」「担当」および「重要な兼職の状況」と有報における「役名」「職名」および「略歴」の記載は、重なり合うと解されるが、それぞれの関係が必ずしも明確ではなく、共通の記載は可能かとの指摘を受け、事業報告の内容とすべき会社役員「地位」と有報における「役名」は共通の記載をすることができるとし、事業報告の内容とすべき会社役員「担当」は有報における「役員の状況」の「職名」欄または「略歴」欄に、「重要な兼職の状況」は有報における「役員の状況」の「略歴」欄にそれぞれ記載することができるとされている。

詳細はFAS Fのホームページ https://www.asb.or.jp/jp/other/web_seminar/kaiji_20180330.htmlを参照してほしい。

収益認識基準、公表

— ASB J

去る3月26日、企業会計基準委員会は第381回企業会計基準審議会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

収益認識基準の公表議決

第93回収益認識専門委員会(2018年4月10日号(No.1509)情報フラッシュ参照)の議論を踏まえ、事務局より電気事業およびガス事業の検針日基準において、代替的な取扱いを設けない案を盛り込んだ文案が示された。

委員から特段の反対意見は聞かれず、出席委員全員の賛成をもって公表議決された(3月30日公表)。

ASAF会議の対応

4月16、17日に行われるASAF会議での発言案について審議された。

審議された議題のなかで、「のれんおよび減損」については、IASBスタッフから、企業結合で取得した識別可能な無形資産の認識について、次の4つのアプローチ案が示されている。

- ① IFRS 3号の要求事項を維持する(アプローチA)。
- ② IFRS 13号「公正価値測定」と同様の開示要求を、企業

- ③ 耐用年数が確定できない無形資産をのれんに含めることを認める(アプローチC)。
- ④ 無形資産を、減耗資産と有機的に置き換えられる(Organically-replaced)資産とに分離し、減耗資産のみをのれんと別個に認識することを要求する(アプローチD)。

IFRSのエンドースメント

- これに対し、ASB J事務局からはIASBスタッフが提示したアプローチには、開示の充実による情報の有用性の改善(アプローチB)、および無形資産の一部をのれんに含むことによる企業結合の会計処理の簡素化(アプローチCおよびアプローチD)といった、方向性の異なる提案が含まれており、全体的な検討の目的が明らかでない等の気付き事項が示された。
- 委員からは、ASB J事務局の意見に賛意が示された。
- 手続**
- (1) IFRS 16号「リース」
- 第42回IFRSのエンドースメントに関する作業部会(2018年4月1日号(No.1508)情報

税務

平成30年度改正税法、公布

フラッシュ参照)の議論を踏まえ、「公表にあたって」の文案をもとに、議論された。

(2) IFRS9号「金融商品」公開草案に寄せられたコメント対応が行われた。委員から特段の反対意見も出ず、次回の親委員会(4月9日)にて公表議決する予定。

去る3月31日、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律7号)など、平成30年度税制改正に係る法律・政省令が公布された。基本的には平成30年4月1日以後開始事業年度から施行される。

主な内容は次のとおり。

法人課税に関する改正

(1) 所得拡大促進税制の改組

「継続雇用者給与等支給額が対前年度3%以上増加」および「国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上」の要件を満たす場合等に、給与等支給増加額について税額控除することとされた。

(2) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等に資する設備投資に対して特別償却または税額控除ができることとされた。

(3) 租税特別措置の適用要件の見直し

賃金引上げや設備投資について一定の要件を満たさない大企業に

ついて、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用停止する措置を講じることとされた。

(4) 事業再編の見直し

支配関係がある法人間の組織再編成の適格要件について、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業員または事業を移転することが見込まれている場合にも、従業員従事要件および事業継続要件を満たすこととされた。

(5) 自己株対価TOB

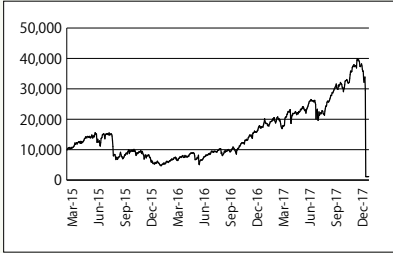
産業競争力強化法の認定特別事業再編事業者の行った特別事業再編によりその有する他の法人の株式等を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式等の譲渡損益を計上しないこととされた。

この改正は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成33年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた事業者に限って適用される。

本稿で、米国のボラティリティ指数「VIX」を紹介したことがある。VIXの低下に賭けたいのであれば、日本では「NEXT NOTES S&P500 VIXインバースETN(3019)」という上場商品がある。もし、このETNを買っていたならば、どんな顛末になったか?

図表に、このETNの価格の推移を示した。2016年の後半に買っていたら2017年末には価格は3倍近くになっている。暗号通貨には負けるが、インデックス連動の商品としては驚きのリターンだ。逆にVIXインバースでなく、VIX順連動の【国際のETF VIX短期先物指数(IG2)】を買っていたならば、この期間は悲惨だった。昨年は、世界的に株価が日々上昇→ボラティリティが日々低下の状況が続いたので、VIX下落の賭けが当たりだった。

(図表) VIXインバース価格



ところが、図表の右端に注目していただきたい。価格が急落している。2月の株価急落でボラティリティが急上昇したことから、VIXインバースETNが下落するのは当然のことであろう。その下落ぶり、驚きなのである。具体的価格を示すと、2月2日の29,416円から翌営業日には1,144円まで低下したのである(正確には、1,144円で早期償還されることが決

投資のハナシ 裏表

春は来ない

急上昇しても、必ず下落する。だから、このETNはVIX急上昇時には買い時で、運悪く保有していたとしても、売り場ではないことは明らかだ。

ところが、先に書いたように、このETNは早期償還されることとが2月6日に発表されたのである。運用は終了だ。新規に投資できないだけでなく、保有者にとっては「最悪のタイミングで売却」という意味だ。

まったので、上場廃止前営業日の2月16日まで、実質的に、取引価格が1,144円で固定されることになった。

価格が1日で25分の1になったことに驚いたが、早期償還という顛末にはもっと驚いた。たいていの金融資産価格は急落する時は、オーバーシュートしているものなので、しばらく待てば、価格がリバウンドする。ましてや、ボラティリティは回帰性があるので、VIXは

戻るといっていいが、早期償還という顛末にはもっと驚いた。たいていの金融資産価格は急落する時は、オーバーシュートしているものなので、しばらく待てば、価格がリバウンドする。ましてや、ボラティリティは回帰性があるので、VIXは

戻るといっていいが、早期償還という顛末にはもっと驚いた。たいていの金融資産価格は急落する時は、オーバーシュートしているものなので、しばらく待てば、価格がリバウンドする。ましてや、ボラティリティは回帰性があるので、VIXは

戻るといっていいが、早期償還という顛末にはもっと驚いた。たいていの金融資産価格は急落する時は、オーバーシュートしているものなので、しばらく待てば、価格がリバウンドする。ましてや、ボラティリティは回帰性があるので、VIXは

戻るといっていいが、早期償還という顛末にはもっと驚いた。たいていの金融資産価格は急落する時は、オーバーシュートしているものなので、しばらく待てば、価格がリバウンドする。ましてや、ボラティリティは回帰性があるので、VIXは

(三田 哉)

(6) 収益認識会計基準に伴う見直し

資産の販売等に係る収益の額は、原則として、目的物の引渡しまたは役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを明確化する等の措置が講じられた。

また、これに伴い、平成33年3月31日までに開始する事業年度をもって返品調整引当金制度が廃止され、平成35年3月31日までに開始する事業年度をもって長期割賦販売等に係る延払基準が廃止される。

国際課税に関する改正

(1) 恒久的施設(PE)関連規定の見直し

租税回避防止等のため、PEの範囲を見直すこととされた。

この改正は、平成31年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。

(2) 外国子会社合算税制の見直し

本特例の適用対象となる対象外国関係会社から、一定の外国金融子会社等を除外する等の見直しをすることとされた。

納税環境整備に関する改正

法人の法人税等の電子申告の義務化を講じることとされた。

この改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

国際会計

概念フレームワークおよび関連する基準改訂、公表——IASB

去る3月29日、IASBは概念フレームワークの改訂を完了し、新しい「財務報告に関する概念フレームワーク」(Conceptual Framework for Financial Reporting) (以下、「新フレームワーク」という)を公表した。

新フレームワークは、2010年9月に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」(Conceptual Framework for Financial Reporting) (以下、「旧フレームワーク」という)を更新し、一般目的財務報告の目的と概念を規定している。

新フレームワークの内容

新フレームワークは、旧フレームワークを基礎とし、その欠落を埋めると同時に明確化と更新を図っており、旧フレームワークからの顕著な変更点として次が含まれている。

- ・ 財務報告の目的：経営者のステークホルダーシップの評価と財務報告の目的の関連性が記述された。
- ・ 有用な財務情報の質的特性：慎重性(Cautiousness)の役割、測定の不確実性、実質の形式への

フレームワークまたはその内容などへのリファレンスを行っている次の基準書等の改訂をパッケージで実施した。

- ・ IFRS 2号「株式に基づく報酬」
- ・ IFRS 6号「鉱物資源の探査及び評価」
- ・ IAS 1号「財務諸表の表示」
- ・ IAS 8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
- ・ IAS 34号「期中財務報告」
- ・ SIC 32号「無形資産—ウェブサイトのコスト」
- ・ 実務記述書2号「重要性の判断の行使」など

- ・ 優先(substance over form)についての記述が追加された
- ・ 報告企業(Reporting entity)：記述が新設された。
- ・ 財務諸表の要素：資産および負債の定義が改訂されたほか、会計単位(unit of account)の記述が新設された。
- ・ 認識および認識の中止：認識についての記述が改訂され、認識の中止についての記述が新設された。
- ・ 測定：測定基礎の選択における考慮要素を含め、記述が大幅に拡張されている。
- ・ 表示および開示：記述が新設され、収益および費用をその他の包括損益に区分すべき状況やその後のリサイクリングについての方針が記述された。

概念フレームワークのリファレンスの改訂

新フレームワークの公表と同時に、IASBは「IFRS基準書における概念フレームワークへのリファレンスの改訂」(Amendments to References to the Conceptual Framework in IFRS Standards) (以下、「本改訂」という)を公表し、旧フ

が新フレームワークにより変更されない旨が明示されている。

- ・ IFRS 14号「規制繰延勘定」における信頼性(reliability)の概念
- ・ IAS 37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における負債の概念
- ・ IAS 38号「無形資産」における資産の概念

適用期日等

IASBは基準設定にあたり新フレームワークの利用をただちに開始するが、本改訂は原則として2020年1月1日以降に開始する年度から発効する(早期適用可)ため、企業が会計方針の決定や変更のために新フレームワークをただちに用いる必要はない。

ただし、本改訂は、実務上不可能(impracticable)または過大なコストや労力(undue cost or effort)を要する場合を除き、遡及適用が求められている。

国際会計

公開草案「会計方針の変更」、公表——IASB

去る3月27日、IASBは、IAS 8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正する「会計方針の変更」(IAS 8号の修正案) (以下、公開草案)を公表した。

公開草案の内容

公開草案では、一定の場合に

該当するのであれば、会計方針の自主的な変更を容易にすることが意図されている。

IAS8号では、会計方針の変更が、① IFRSによって求められる、または、② 財政状態、財務業績またはキャッシュ・フローに対して取引や事象が及ぼす影響について、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供することになる場合のみ、会計方針を変更することに

会計方針の自主的な変更の理由

このうち、前記②の会計方針の自主的な変更を行うための理由としては、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定に含まれる説明に基づいて再検討したことが挙げられる。

アジェンダ決定とは、IFRS解釈指針委員会によって公表された決定であり、基準設定アジェンダに特定の事項を追加しなかった背景を説明するものである。

この目的は、企業間におけるIFRSの適用に一貫性を持たせることにある。アジェンダ決定はIFRS基準書ではないため、アジェンダ決定自体が、前記①の基準の変更により求められる会計方針の変更に関するものではない。

ただし、アジェンダ決定により取引等を再検討した結果、自

主的な会計方針の変更や、会計上の見積りの変更、過年度の誤謬の修正が必要と判断されることがある。

遡及免除の提案

アジェンダ決定に対応するために会計方針を自主的に変更することは、企業の置かれた状況によっては困難なことがある。

なぜなら、IAS8号によると、実務上不可能な場合を除いては、自主的に会計方針を変更する際には、過去から変更後の新たな会計方針が継続して適用されていたかのように遡及する必要があるのである。

これに対して、アジェンダ決定に対応する会計方針の自主的な変更を容易にするために、公開草案ではIAS8号を修正し、会計方針の変更に関する遡及を免除する「実務上不可能に該当するハードルを下げる提案がされている。

今回の公開草案により提案されているハードルの決定には、新たな会計方針を遡及適用することによる財務諸表の利用者に対するベネフィットと、遡及適用による影響を把握するためのコストの検討が含まれることになる。

コメント期限

公開草案に対するコメント期限は、2018年7月27日である。

「注記情報の充実」の検討の方向性に懸念

IASB J、ディスクロージャー専門委

去る3月28日、企業会計基準委員会は第11回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

今回は、4月以降に開催される

ASAF会議におけるディスクロージャー関連の議題への対応等について議論が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

基準諮問会議のテーマ

本年3月に開催された基準諮問会議では、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実について、当専門委員会にさらに深掘りした検討を行うよう依頼することが決定された(2018年4月1日号(No.1508)情報フラッシュ参照)。

この依頼に対して専門委員からは、「テーマが曖昧すぎて何を議論すべきか不明確」、「議論すべき内容を整理すべき」など多くの懸念が聞かれた。

事務局は、今回の基準諮問会議(2018年7月に開催予定)

で同テーマの議論の進捗状況等を報告することを予定している。

ASAF会議での議題への対応

ディスクロージャーに関連す

会計

る次の議題に係るASBJ事務局の発言案等について議論が行われた。

- (1) 「開示に関する取組み—開示原則」
- (2) 「基本財務諸表」
- (3) 会計方針と会計上の見積り(IAS8号の修正案)

(1) 「開示に関する取組み—開示原則」

IASBスタッフは開示原則DPTのトピックを5つのカテゴリに区分している。そのうえで、カテゴリ5(開示の主要な問題点の解決に直接的に関連するトピック)について、開示に関する要求事項の開発および文案作成にあたりIASBが利用するためのガイダンスの開発、的を絞った基準レベルでの開示に関する要求事項のレビューの2つを検討することとしている。

ASBJ事務局はIASBの結果すべき役割を明確にするため、IASBが基準開発の際に利用できるガイダンスを作成し、それに基づき基準レベ

ルで開示に関する要求事項のレビューを行う方向性は支持できるが、プロジェクトの成否はIASBが開発するガイダンスと、試験的に適用する対象として選定する基準やレビューする項目によって大きく左右されるとの考えを発言することを予定している。

(2) 「基本財務諸表」

「基本財務諸表」については、①これまでの暫定決定の金融機関への適用と、②行項目の集約および分解に関するガイダンスについて、検討が行われた。

ASBJ事務局は、①について、財務業績計算書の構成に関する現在のIASBの暫定決定は諸論点を解決できると思わ

ず、金融機関の財務業績を表現するうえで適切ではない旨など、②について、行項目の集約および分解表示を行う目的や、集約と分解表示の関係など、に言及することを予定している。

(3) 会計方針と会計上の見積り IASBスタッフは会計方針を会計上の見積りと区別するための思考プロセスを示すような例を示すことを検討している。

ASBJ事務局は、(設例案よりも)規範性のあるIFRS基準本文に具体的な論点に基づく追加のガイダンスを設けることが望ましいとの考えを発言する予定である。

金融商品以外の公正価値の国際的整合性の取組み、議論

IASB J、金融商品専門委

去る3月29日、企業会計基準委員会は第125回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

金融商品以外の公正価値測定に関するガイダンスおよび開示

金融商品以外の公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについて、議論された。事務局からは次のように提案された。

① 金融商品以外の時価の定義およびガイダンス

金融商品以外に関する時価の定義およびガイダンスについては、トレーディング目的で保有する棚卸資産を除き、現状よりさらに国際的に整合性を高める必要性は必ずしも高くないものと考えられる。

なお、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、今後、国際的に整合性を高めることについて検討することが考えられる。

仮に金融商品に関する時価の定義について国際的な整合性を

図り、金融商品以外について図らなかった場合、次の事項が論点になると考えられる。

(a) 会計基準の体系をどうするか
(公正価値測定に関する会計基準を開発するか、金融商品会計基準の改正とするか)

(b) 現在の「時価」の記載を「公正価値」に変更するか否か

(c) 現行の日本基準における一つの基準で金融商品と金融商品以外の時価を参照する取扱い(たとえば、企業結合における時価を基礎とした取得原価の配分や年金資産の評価)について、別途の対応が必要となるか

② 金融商品以外の時価に関する開示

金融商品以外の時価に関する開示については、現行の日本基準における賃貸等不動産の時価開示に追加して国際的な会計基準との整合性を検討する必要性は必ずしも高くないものと考えられ、特段の取組みに着手しないことが考えられる。

専門委員からは、「トレーディング目的で保有する棚卸資産については、コモディティデリバ

ティブのヘッジ商品が考えられる。明確な定義をしてほしい」「時価と公正価値の記載については、幅広に既存の基準への影響を検討すべき」といった意見が出された。

次回から個別論点を順次、議論する予定。

IFRS 13号「公正価値測定」適用後レビューに関する最近の検討状況

3月のIASBボード会議で、IFRS 13号の適用後レビューの情報要請を踏まえたIASBとしての対応の方向性が議論され、IASBスタッフからは、IFRS 13号は有用な情報を提供しており、大きな修正を行う必要はないことが提案された。

IASB事務局からは、IFRS 13号の追加修正は今後される可能性が低い感触であった旨、説明があった。

IASBの動的リスク管理に関する最近の検討状況

主に銀行などの金融機関で問題となる動的リスク管理につき、3月のIASBボード会議で検討されたので、その検討状況について説明がされた。

専門委員の「対象は金利リスクのみか」という質問に対し、「銀行の金利リスクをまず検討。いずれ株や為替も議論されるのではないかと事務局から回答があった。」

経理用語の豆知識

仮想通貨の会計処理



仮想通貨とは、資金決済法2条5項に規定する仮想通貨をいう。仮想通貨交換業者および仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨(仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く)について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における当該処分見込価額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。

活発な市場が存在する場合は、仮想通貨交換業者または仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所または仮想通貨販売所において十分な数量および頻度で取引が行われている場合をいうものとする。

物価上昇でも改善しない企業の景況感

金融

総務省が3月23日に発表した2月の全国消費者物価指数(CPI)は、総合指数、生鮮食品を除く総合指数、生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数で、各々前年同月比プラス1.5%、プラス1.0%、プラス0.5%だった。昨年2月は同じくプラス0.3%、プラス0.2%、プラス0.1%の動きだったことを考えると、この1年で物価

上昇の動きに弾みがついてきたといえる。トレンドをみると、特に昨年未から伸びが急速に大きくなっている。項目別には、昨年10月以降はガソリンや灯油の上昇が目立ち、全体を押し上げる効果がみられる。また、キャベツやみかんなどの生鮮食品も、物価上昇に寄与した形となっている。経済成長の観点からはサ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年3月26日	「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」	金融庁	スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の議論をもとに、コーポレート・ガバナンス(CG)改革をより実質的なものへと深化させていくためにCGコードの改訂ならびに企業と投資家の対話のガイドラインの策定を提言したものの。 https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-1.html	—
2018年3月26日	投資家と企業の対話ガイドライン(案)		機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項をまとめるもの。コメント期限は2018年4月29日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-2.html	—
2018年3月26日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	金融商品の公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について、IFRS13号「公正価値測定」を踏まえた検討を行っている。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—
2018年3月26日	法務省令第5号 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	法務省	「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けた開示府令、企業会計基準28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等が公表されたことに伴い、所要の修正を行ったもの。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080160&Mode=2	—
2018年3月30日	フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの改訂について	東京証券取引所	「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」を加え、政策保有株式や、取締役会等の責務などの項目を修正した改訂案を示すもの。コメント期限は2018年4月29日まで。 http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20180330-01.html	—
2018年3月30日	「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」	日本取引所自主規制法人	上場会社の不祥事予防の取組みに際し、強く期待される行動や対応に関する原則(プリンシプル)を策定したものの。 http://www.jpx.co.jp/news/3030/20180330.html	—

ビス関連の伸びを期待したいが、宿泊料がプラス5.2%と上昇が目立つ項目となっている。他は、依然としてエネルギーや生鮮食品など供給側のコスト要因での上昇が目立つ形だ。

もちろん、デフレマインドの脱却という目銀の目的からすれば、総体的な物価上昇が第一なので、昨年末以来の物価上昇がやや加速している傾向は好ましい。

また日銀は4月2日、3月を調査対象とした全国企業短期経済観測調査(短観)の結果を公表した。景況感が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業を引いた業況判断指数(DI) (大企業製造業)は24で、前

回12月調査結果の26から2ポイント悪化した。大企業製造業のDI悪化は、2016年3月調査以来2年振りとなった。前回12月からみると、この間にエネルギー価格が上昇幅を広げたことと、調査期間中に米トランプ政権による輸入制限措置が発表され、企業マインドが悪化したことが影響したものと考えられる。

政策対応としては、内需主導による物価押し上げと景況感の改善が必要である。ただ政府が提示する3%の賃上げの実現も実施可能な企業が限られる状況で、成長のカギとなる物価上昇と賃上げの好循環の定着にはまだ時間がかかりそうだ。

先、最も影響の大きいのは北朝鮮鮮情勢である。今年、北朝鮮は融和姿勢を一気に強化してきており、4月末には南北首脳会談、5月末には米朝首脳会談を決定・予定するところまで来た。

首脳会談の結果として北朝鮮の非核化が実現すれば、世界の株価にとって大きなプラス材料となることはいうまでもない。しかし、焦点である史上初の米朝首脳会談は、アメリカが会談開催の決定後、担当閣僚を強硬派と入れ替えるなど、両国の真意をめぐって予断を許さない展開になっている。

世界の株式市場にとって、トランプ・リスクが取り沙汰されても、景況感が堅調で、金融情勢も安定していれば、今後の懸念、不安にも耐えることができる。

この点、アメリカ、中国という世界1、2位の経済大国の景況は大丈夫のようだが、第3位の日本の景況には黄信号が灯った。直近の「日銀短観」で企業の景況感が悪化した。大企業の業況判断指数が8四半期振り悪化し、先行きも下方修正された。悪化の主因は2月以降の円高シフトである。短観は企業マインドを問うもので、この結果は深刻なものではないが、要注意である。

トランプ・リスクにどうまで耐えられるか

証券

アメリカの自由貿易への挑戦は何ともやっかいな問題だ。自由貿易の秩序を維持する責任があるはずの超大国が、自ら築いてきた秩序を揺さぶっているのだ。アメリカだけでなく、世界の株価が混乱に陥るのも当然だろう。懸念されていたトランプ・リスクの顕在化というほかない。

アメリカ以外の国々は団結して超大国に姿勢を改めるよう迫

る他はないが、各国の利害が錯綜しており、どこまでまとまることができるか心配だ。中国のように力のある大国が個別にアメリカへの対抗措置をとることで、緊張が強まるという展開が続く公算が大きい。当分の間、株価を冷やし続けることは避けられそうにない。

もう1つのリスクは国際政治問題である。北朝鮮、中近東、ロシアなどの情勢であるが、目